

ときめき定期[単利型] (大阪ときめき支店専用商品)

2026年4月15日現在

期間の定めのある預金		
商品名		ときめき定期《単利型》
販売対象		・満18歳以上の、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県にお住まいの日本国籍を有する個人のお客様で、大阪ときめき支店に普通預金口座（総合口座）をお持ちの方に限ります。
期間		・定型方式 自動継続（元金継続） 1年 ・ 3年
預入	(1) 預入方法	・アプリに口座登録しているご本人さま名義の普通預金口座から振替によるお預け入れ ・アプリを操作のうえお申込み
	(2) 預入金額	・1口 10万円以上～1,000万円以内 お一人様総額3,000万円以内
	(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法		・ご本人さま名義の普通預金（指定振替口座）へ振替による払い戻し
利息	(1) 適用金利	・固定金利 預入時の本商品所定の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における「ときめき定期」の利率を適用します。
	(2) 利払方法	・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 尚、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。
	(3) 計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税金		・お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手数料		・手数料はかかりません
付加できる特約事項		・営業店窓口、ATMでは取扱いできません。 ・通帳、証書の発行は致しません。 ・マル優の取扱いはできません。 ・アプリでの満期日前の解約(中途解約)はできません。
中途解約時の取扱い		・満期日前の解約(中途解約)は原則としてできませんが、やむを得ない事情で解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法		・当金庫ホームページをご確認ください。
苦情処理措置 紛争解決措置		・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～16時30分 電話：0120-500-430）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 公益財団法人民間総合調停センター（電話：06-6364-7644）、または東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項		・預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）

中途解約利率	中途解約までの期間	1年もの	3年もの
	6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
	6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
	1年以上1年6か月未満		約定利率×50%
	1年6か月以上2年未満		約定利率×60%
	2年以上2年6か月未満		約定利率×70%
	2年6か月以上3年未満		約定利率×90%